

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第177号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年9月15日（月、祝日） 06時15分ごろ
発生場所	広島県尾道糸崎港の第6区 広島県三原市所在の尾道糸崎港松浜防波堤南灯台から真方位145° 310m付近 （概位 北緯34°22.9′ 東経133°06.8′）
事故等調査の経過	平成26年9月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 若吉丸、2.7トン HS3-35490（漁船登録番号）、個人所有 第273-7741号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 第3清丸、5トン未満 273-619広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船首部に亀裂
事故等の経過	A船は、船長Aほか甲板員Aが乗り組み、船長Aが船尾部で立って操船し、たこつぼの設置場所に向けて尾道糸崎港第6区を約8ノットの対地速力で東北東進した。 船長Aは、船首方に航行の妨げとなる他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないものと思い、機関室出入口の引き戸を開け、主機冷却海水の温度計を見て温度変化を確かめていたところ、平成26年9月15日06時15分ごろ、衝撃を感じ、後方にB船と海面にいる同乗者Bを認め、衝突したことに気付いた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを乗せ、尾道糸崎港第6区で船首を北西方に向けて漂泊し、船長Bが船体中央部で、同乗者Bが船首部で、それぞれ右舷方を向いて座り、釣りを始めた。 船長Bは、接近する他船がいても漂泊中のB船を避けるものと思って釣りを続けていたところ、同乗者Bの叫び声を聞いて、立ち上がって振り向いた直後、B船の左舷船首部とA船の船首部とが衝突した。 船長Bは、衝突の衝撃で転倒し、その後、病院で診察を受け、顔面

	<p>及び右肩打撲と診断された。</p> <p>同乗者Bは、衝突の衝撃で海に投げ出され、A船に救助された。</p> <p>船長Aは、漁業協同組合に連絡し、同組合から海上保安庁に通報した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>A船は、約2週間前に主機の冷却水用のポンプを新替えしたばかりであった。</p> <p>甲板員Aは、船尾甲板で座って食事をとっていた。</p> <p>A船及びB船は、全員救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、尾道糸崎港第6区を東北東進中、船長Aが、船首方に航行の妨げとなる他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないものと思い、主機冷却海水の温度計を見ていて見張りを行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、尾道糸崎港第6区で釣りをを行いながら漂流中、船長Bが、接近する他船がいても漂流中のB船を避けるものと思い、見張りを適切に行わずに漂流を続けたことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、尾道糸崎港第6区において、A船が東北東進中、B船が釣りをを行いながら漂流中、船長Aが、船首方に航行の妨げとなる他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないものと思い、主機冷却海水の温度計を見ていて見張りを行っておらず、また、船長Bが、接近する他船がいても漂流中のB船を避けるものと思い、見張りを適切に行わずに漂流を続けていたため、互いに相手船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時、適切な見張りを行うこと。